

浅間台小学校 いじめ防止基本方針

(平成26年3月31日策定)

(平成30年2月28日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に書かれる用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

(2) いじめを防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、事故の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は、子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失われるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ① 職員全体がいじめを許さないという毅然とした態度をもつ。
- ② いじめを見過ごさないために、職員全体で子どもを見守る。
- ③ 子どもの様子を把握するために、児童理解の時間を月に1回設ける。
- ④ ブロック研等を活用し、児童理解についての時間を充実させる。
- ⑤ いじめの未然防止・早期発見のために、Y-P アセスメントやいじめアンケートを活用する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 組織の構成

- ・管理職（校長・副校長）・児童支援専任・教務主任・養護教諭・担任・学年主任

※必要に応じて心理、福祉等の専門家（学校カウンセラー・SSW・区役所子ども家庭支援課支援担当等）の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、身障の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者・地域の方々に周知する。

○早期発見・事案処理

- ・いじめの相談・通報窓口を設置する。（副校長・養護教諭・児童支援専任）
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童にたいする支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直しをする。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 児童の主体的な取組への支援を行う。
- 教科・領域の中で豊かな心を育成するために授業改善をする。
- 行事や学校生活全体を通してコミュニケーション能力、自己優有用感を育てる。
- 人権月間の取組や道徳の学習を通して、自分を振り返る力を高める。
- 児童自らが「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高め、児童会活動の中で主体的に話し合う支援を進め、学校としてさまざまな機会をとらえて児童の心と社会性を育てる。
- 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高める。

(2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む教職員の研修を行う。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）。
- 児童支援専任を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、児童の見守りや信頼関係づくりに努める。
- 定期的な生活アンケート、YPアセスメント、いじめ解決一斉キャンペーンの実施をする。
- 定期的な教育相談の実施と共に、学校カウンセラーとの教育相談を充実する。
- インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- 保護者、地域、関係機関との連携をする。

(3) いじめに対する措置

- 日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを発見・認知した場合は、児童支援専任を核として複数の職員で対応する。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害・被害の状況上、配慮が必要となる場合は、いじめ防止対策委員会が核となり、速やかに組織的に対応する。（いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録）
- 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、被害児童および保護者への支援、加害児童および保護者への指導・支援は適切・継続的に行う。
- いじめの認知度に重大な状況、または犯罪行為にあたると予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談支援要請を行う。

(4) いじめの解消

- 《いじめの解消の要件》
少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

- 児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修等、計画的に校内研修を実施する。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加する。

(6) 学校運営協議会等の活用

- いじめ防止の取組概要は、個人情報を配慮したうえで、「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画
※別紙参照

4 重大事態の対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校在籍する児童等の生命、心身は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号）、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は重大事態が発生した場合、（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて、組織や取組等の見直しをする。
- 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料

- (1) 「横浜いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- (2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）